

八王子市住宅確保要配慮者専用賃貸住宅円滑入居協力報奨金交付要綱

(目的)

第1条 八王子市住宅確保要配慮者専用賃貸住宅の家賃低廉化補助に関する条例（以下「条例」という。）に規定する補助対象住戸に係る賃貸借契約を行う際には、媒介業者が入居者から仲介手数料を制度上徴収できないことから、その相当額を報奨金として交付することにより、入居手続きの円滑化を図り、もって家賃低廉化補助制度の普及拡大を図ることを目的とし、市が予算の範囲内において交付する補助金について、補助金等の交付の手續等に関する規則（昭和35年八王子市規則第19号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 補助対象住戸
条例第2条第1項第6号に規定する住戸をいう。
- (2) 住宅確保要配慮者
住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第2条第1項各号に規定する者、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（平成29年国土交通省令第63号）第3条各号に規定する者または東京都住宅確保要配慮者賃貸住宅供給促進計画において、住宅確保要配慮者とされた者
- (3) 宅地建物取引業者
宅地建物取引業法第二条第三号に規定する者をいう。
- (4) 家賃
条例に基づき発行される家賃低廉化補助対象住戸指定通知書の「家賃（1月当たり）」に記載されるものをいう。

(交付対象者)

第3条 この要綱による報奨金の交付を受けることができる者は、補助対象住戸の賃貸借契約を媒介する宅地建物取引業者とする。

(円滑入居協力報奨金の交付の対象)

第4条 この報奨金の交付対象となるのは、次の各号に掲げる要件に適合するものとする。

- (1) 当該住戸が補助対象住戸として指定された住戸であること
- (2) 前号による住戸に対して、条例に基づき市が決定した者を入居させる賃貸借契約の媒介（一の住戸の同一の入居者に係る更新及び再契約は対象外とする。）

(円滑入居協力報奨金の額)

第5条 報奨金の額は、家賃の2分の1の額とする。ただし、35千円を限度額とする。

2 前項の報奨金の額に、100円未満の端数が発生した場合にはこれを切り捨てる。

(交付申請等)

第6条 円滑入居協力報奨金の交付を受けようとする者は、第4条第1項第2号に掲げる賃貸借契約の締結後に八王子市住宅確保要配慮者専用賃貸住宅円滑入居協力報奨金交付申請書（第1号様式）により、市長に申請しなければならない。

2 前項の交付申請書には、次の各号に定める書類を添付しなければならない。

- (1) 賃貸借契約書（締結後）の写し

(交付決定)

第7条 市長は、前条第1項の申請を受理したときは、その内容を審査し、相当と認めるときは、円滑入居協力報奨金の交付を決定し、八王子市住宅確保要配慮者専用賃貸住宅円滑入

居協力報奨金交付決定通知書（第2号様式）により通知するものとする。

（交付決定の取消し及び返還）

第8条 市長は、次の各号の一に該当するときは、円滑入居協力報奨金の交付決定を取り消すことができる。

（1）提出した書類に虚偽の記載があったとき。

（2）入居者が不正な行為によって家賃低廉化の適用を受けていることが判明したとき。

（3）この要綱等に違反したとき。

（4）補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団員であることが判明したとき。

（5）市長が特段の理由があると認めたととき。

2 市長は、前項の規定に基づき、交付決定を取り消したときは、八王子市住宅確保要配慮者専用賃貸住宅円滑入居協力報奨金交付決定取消通知書（第3号様式）により補助事業者に通ずるものとする。

3 前項の規定に基づき円滑入居協力報奨金の交付決定が取り消された場合において、当該取消しに係る円滑入居協力報奨金が既に補助事業者を支払われているときは、市長は、八王子市住宅確保要配慮者専用賃貸住宅円滑入居協力報奨金返還命令書（第4号様式）により報奨金の返還を命令するものとする。この場合、補助事業者は、当該取消しに係る円滑入居協力報奨金を、市長に返還しなければならない。

（支払等）

第9条 市長は、第7条の規定により交付すべき円滑入居協力報奨金を決定したのち、円滑入居協力報奨金を支払うものとする。

2 補助事業者は、前項の規定による支払を受けようとするときは、八王子市住宅確保要配慮者専用賃貸住宅円滑入居協力報奨金請求書（第5号様式）を市長に提出しなければならない。

（書類の整備等）

第10条 補助事業者は、円滑入居協力報奨金に係る書類を整備し、当該補助事業完了後5年間保存しなければならない。

（調査に対する協力）

第11条 補助事業者は、円滑入居協力報奨金の執行等に関し、市長が必要な調査をしようとするときは、これに協力しなければならない。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

この要綱は、令和5年（2023年）4月1日から施行する。